

港区議会委員会条例の一部を改正する条例

港区議会委員会条例（昭和五十八年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属並びに常任委員会」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第四条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

付 則

この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。